

## 相談

### 心の相談会

心理士による心の相談会を実施します。相談は無料で、秘密は厳守します。

心の悩みでお悩みの方、又はその家族の方はこの機会にご相談ください。

なお、事前の予約が必要です。希望される方はご連絡ください。

◆日時 応相談

◆会場 泉崎村保健福祉センター

☎泉崎村保健福祉課

0248・54・1335

### 心配ごと相談所

泉崎村社会福祉協議会では心配なことがあって困っている方のために、毎月第2土曜日に心配ごと相談を行っています。

秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

◆日時 3月9日(土)

10:00～12:00

◆会場 泉崎村保健福祉センター

総合センター

◆相談員 村民生委員 坂本重蔵・鈴木實

☎泉崎村社会福祉協議会

0248・54・1555

### 行政相談所

総務省では、泉崎村を担当する行政相談委員として、次の方を委嘱しています。

◆氏名

中目 正紀 氏

◆住所

泉崎字八斗蒔65番地

☎0248・53・3731

行政相談委員は、毎月第2土曜日に相談所を開設しています。お気軽にご利用ください。

◆日時 3月9日(土)

10:00～12:00

◆会場 泉崎村保健福祉センター

※行政相談委員は電話や手紙などでも相談に応じています。

## 案内

会社等を退職したときは年金の切替え手続きが必要です

20歳以上60歳未満の方が会社を退職され、農業者、自営業、学生、フリーター、無職等になった場合には、国民年金第1号被保険者(又は第3号被保険者)への切替えが必要です。

白河年金事務所・役場窓口・ねんきんネット(マイナンバーカードをお持ちの方)からお手続きできます。切替えが必要な方はお早めにお手続きをお願いします。

また、経済的な理由で保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、白河年金事務所・役場窓口にご相談ください。

☎白河年金事務所

0248・27・4161

☎住民生活課

0248・53・2112

## 確定申告・納付期限のお知らせ

確定申告・納付はお済みですか。

◆令和5年分の所得税等の申告・納付期限は、次のとおりです。

・所得税及び復興特別所得税・贈与税  
3月15日(金)

・消費税及び地方消費税(個人事業者)  
4月1日(月)

◆振替納税を利用した場合の振替日

令和5年分の所得税等の振替日は、次のとおりです。  
・所得税及び復興特別所得税  
4月23日(火)

・消費税及び地方消費税(個人事業者)  
4月30日(火)

なお、納付方法や納付期限等の税に関する一般的なご相談やお問い合わせは、国税庁ホームページのチャットボット(24時間対応)や確定申告電話相談センターを是非ご利用ください。

## Izumizaki-Country Village Staff Recruitment

### 令和6年度 パートさん・学生アルバイトさん 募集します!

経験者優遇します。未経験の方、はじめてアルバイトをする学生さん 大歓迎です

勤務内容…レストラン ホールサービススタッフ // 募集人数…若干名

勤務時間…17:00～21:00 // 5:30～11:00

時給や要望など 担当 高田・田崎 まで お問い合わせください



公式SNSこちらもチェック!



公共の宿

SPA&SPORTS PUBLIC HOTEL Izumizaki Country Village

泉崎さつき温泉 泉崎カントリーヴィレッジ

e-mail: spa@izumizaki-cv.com ☎53-4211

☎0248・22・7111  
 (署代表番号 音声案内で「0」番を選択で確定申告電話相談センターへ)



### 春季全国火災予防運動

火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防意識の一層の普及を図ることで、火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として、春季火災予防運動が実施されます。

◆統一標語  
「火を消して 不安を消して つなぐ未来」

◆実施期間  
3月1日(金)～  
3月7日(木)までの7日間

◆住宅用火災警報器設置促進  
住宅火災による犠牲者を

減らすために、消防法で全国一律に住宅用火災警報器の設置が義務づけられています。警報器は火災を感じ取るために常に作動しており、その電池の寿命は約10年とされています。設置年月日を確認し、動作確認をしてください。音が鳴らない場合は交換が必要です。

☎矢吹消防署泉崎中島分署  
☎0248・53・2978

### 募集

### 国家公務員「国税専門官試験(大卒程度)」のお知らせ

仙台国税局では、バイタリティーあふれる国税専門官を募集しています。

国税専門官は、国の財政を支える重要な仕事を担い、税務署等において、調査・徴収・検査や指導などを行う税務のスペシャリストです。

◆受験資格  
1 平成6年4月2日～平成15年4月1日生まれの者

2 平成15年4月2日以降生まれの者で次に掲げる者  
 (1) 大学(短大を除く)を卒業した者及び令和7年3月までに大学を卒業する見込みの者  
 (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

◆受験申込受付期間  
2月22日(木)～  
3月25日(月)

◆受験申込方法  
受験申込はインターネット申込とする。

国家公務員試験採用情報  
NAVI  
URL <https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>

◆第1次試験日  
5月26日(日)

☎仙台国税局人事第二課試験研修係  
☎022・263・1111  
内線3236

☎人事院東北事務局  
☎022・221・2022

### 自衛官各種募集のお知らせ

求職中の方、転職をお考えの方、個別相談受付中

【一般候補生】  
部隊の中核である曹を育成するコース

◆応募資格  
18歳以上33歳未満の者

◆受付期間  
3月1日(金)～5月7日(火)

◆試験期日  
1次 5月17日～26日  
2次 6月15日～30日

※期間中のいずれか1日を指定されます。

【自衛隊幹部候補生】  
一般大学卒業者(予定者含む)を自衛隊の幹部候補生として採用するコース

◆応募資格  
22歳以上26歳未満

◆受付期間  
4月24日(水)～6月13日(木)

◆試験期日  
1次 6月22日  
2次 7月30日  
8月5日

※期間中のいずれか1日を指定されます。

“環境にやさしいものづくり”



ISO9001、ISO14001、ISO13485、IATF16949取得

## 創造と挑戦の企業集団

「お客様第一」に徹し  
更に高い技術と品質向上を目指します。

証券コード No.5162

## 株式会社 朝日ラバー

代表取締役社長 渡邊 陽一郎

福島工場 / 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字坊頭窪1番地  
☎0248-53-3491・FAX0248-53-3493

第二福島工場 / 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字山崎山1番地3  
☎0248-54-1618・FAX0248-54-1619

白河工場 / 福島県白河市菅根月ノ入1番地21  
☎0248-21-1401・FAX0248-21-1404

白河第二工場 / 福島県白河市菅根月ノ入1番地21  
☎0248-28-5061・FAX0248-28-5064

本社 / 埼玉県さいたま市大宮区土手町2丁目7番2  
☎048-650-6051・FAX048-650-5201

<https://www.asahi-rubber.co.jp/>

※医師免許・歯科医師免許の資格を保有される方の採用も御座います。

【自衛官候補生】

◆応募資格

18歳以上33歳未満の者

◆受付期間

年間を通じて受付を行っております。

◆試験期日

受付時又は各自衛隊地方協力本部のホームページにてお知らせします。

◆試験会場

受付時にお知らせします。

◆申込方法

左記、事務所にお問い合わせください。

自衛官募集ホームページからも申し込むこともできます。

※自衛官候補生とは、入隊後約3か月間、自衛官候補生として必要な基礎を学び、教育終了後正式に自衛官に任命される制度です。

①自衛隊福島地方協力本部  
白河地域事務所

☎0248・24・0372

福島県の最低賃金

1 地域別最低賃金

福島県内で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。（※「2 特定最低賃金」が適用される労働者を除く。）

福島県最低賃金	最低賃金額（時間額）	効力発生年月日
	900円	令和5年10月1日

2 特定最低賃金

福島県内で次の業種に該当する事業場で働く労働者に適用されます。

業種	最低賃金額（時間額）	効力発生年月日
自動車小売業 (二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。)	960円	令和5年12月2日
非鉄金属製造業	945円	令和5年12月20日
輸送用機械器具製造業	954円	令和5年12月28日
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業	928円	令和6年1月12日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (医療用計測器製造業(心電計製造業を除く)を除く。)	900円 【注意】	令和5年10月1日からは、福島県最低賃金が適用

※次に掲げる者は除かれますが、福島県最低賃金（900円）が適用されます。

- ①18歳未満又は65歳以上の者
- ②雇入れ後3か月未満の者であって、技能習得中のもの
- ③清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

【注意】電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業特定最低賃金（880円）は、令和5年度は改正されないため、この金額を上回る福島県最低賃金900円が適用されます。

最低賃金についてのお問い合わせ、ご相談先  
 福島労働局 賃金室（電話024-536-4604）又は各労働基準監督署へ